

## 令和3年度大江町新規就農者家賃等補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 町長は、農業振興に資する意欲ある新たな担い手を育成・支援することを目的に、本町において農業を営もうとする強い意志をもって他市町村から本町に住所を移し、借家住まいする新規就農者（研修生含む）に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において「新規就農者家賃等補助金」（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 新規就農者 町内で新規に農業経営を開始した者で、次のいずれかに該当するものとする。
  - ア 認定新規就農者
  - イ 人・農地プランへ位置づけられた者、又は見込まれる者
  - ウ 農業所得を主として生計を維持している者
- (2) 就農研修者 公的な就農に係る研修を受講し、研修終了後において引き続き町内で新規就農者として農業を行うことを予定している者
- (3) 賃貸住宅 町内に所在する賃貸住宅で次のものを除くもの。
  - ア 申請者及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅
  - イ その他、町長が不適切と認める住宅

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、新規就農者及び就農研修者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 将来にわたり大江町で農業経営を行う意思をもって他市町村から本町に住所を移した転入1年未満（初回申請時）の者。ただし、単身者は原則として大江町新規就農者用研修施設（以下、「研修施設」という。）を使用するものとする。
- (2) 賃貸住宅の賃貸借契約を締結している者（以下、「契約者」という。）。ただし、同条各号の要件を満たす者が契約者でなく、契約者と同一の世帯に属する配偶者の場合は、この要件を満たすものとみなす。
- (3) 町税等を完納している者
- (4) 前各号の要件に限らず、本町の農業振興に貢献できると町長が認めた者

### (補助内容)

第4条 町長は、前条の要件を満たす者に対し、次の各号に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 住居支援として、家賃に対し一月に4万円を限度として補助する。
- (2) 光熱水費として、電気、ガス、上下水道、灯油等に対し一月に1万円を限度として補助する。
- (3) その他、町長が必要と認めるもの。

### (補助対象期間)

第5条 補助対象期間は初年度申請から5年を上限とする。ただし、次の各号に該当する場合は、その期間の最も短い期間を補助対象期間とする。

- (1) 研修施設に入居していた者は、当該施設への最大入居期間（7年間）から当該施設に入居し

ていた期間を除く期間

(2) 認定新規就農者の認定期間満了日までの期間

2 賃貸住宅を月途中で退居する場合の当該月は、補助の対象としないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新規就農者家賃等補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 公簿等閲覧同意書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定により補助金を請求しようとする者は、新規就農者支援補助金請求書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 町長は、前条に基づき実績により請求があった場合は、速やかに当該補助金を申請者に支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 次の各号に該当する場合は補助金を返還しなければならない。ただし、災害その他、交付対象者の責に帰することができない事由により、就農ができなくなった場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき
- (2) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たすことができなくなったとき
- (3) その他、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。